

平成28年 第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成28年10月4日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 職員監、人事局長、人事課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 道の顧問等について 次に道の顧問について質問をいたします。 道では、これまで外部から大学教授などを顧問に任用してきております。 この顧問について、活動内容や報酬額の取扱いなどでいくつか疑問がございますから、以下順次質問いたします。</p> <p>(一) 顧問の設置基準等について まず、顧問制度の目的や具体的な任用手続き、任用期間、報酬などの取扱いがどうなっているのか伺います。</p> <p>(二) 顧問の任用実績について 高橋知事就任以来、どういった目的でどのような方々を北海道顧問として任用してきているのかお示ください。</p> <p>(三) 顧問の報酬について 高橋知事就任以来、任用した顧問について、その報酬はどうなっているか。日額か月額かも併せてお示し下さい。</p>	<p>(人事課長) 顧問についてであります。顧問は、地方公務員法に基づく非常勤の特別職であり、特定の施策に関し、専門的な立場から助言を受けるため、必要に応じ適任者を人選の上、任用しているところでございます。 道では、平成3年に顧問の任用に関し必要な事項を定めた「顧問及び参与の設置基準」を制定し、その中で、任用期間は、1年以内とし、必要と認められた場合は再任用することができることや、報酬については、北海道特別職職員の給与等に関する条例に規定する基準内の額で、日額又は月額により支給することとしております。 各部においては、必要な顧問を任用しようとする場合には、この基準に基づき、目的や職務、報酬、職務従事期間などを定めた要領を個別に策定し、任用しております。</p> <p>(人事課長) 顧問の任用実績についてであります。道では、農業分野に関し、平成15年度から16年度まで、当時、北海学園大学の太田原高昭氏に、経済・雇用の分野に関し、平成15年度から18年度まで、当時、慶応義塾大学の島田晴雄氏に、行政改革の分野に関し、平成17年度に、当時、釧路公立大学の小磯修二氏、キャリアバンク代表取締役の佐藤良雄氏、弁護士の橋本昭夫氏の3氏に、地方分権の分野に関し、平成21年度から現在まで、元総務大臣の増田寛也氏にそれぞれ、専門的立場から助言を受けることを目的として、顧問に任用してきたところであります。</p> <p>(人事課長) 顧問の報酬についてであります。北海道特別職職員の給与等に関する条例におきまして、顧問は、特定の職以外の「その他」の職として、一括りで、月額475,000円以内又は日額18,700円以内と規定しておりまして、顧問を任用するそれぞれの部において、職務の内容や活動の頻度、職責等を総合的に考慮の上、条例に定める基準内で、日額又は月額により報酬額を定めているところでございます。 平成15年度以降に任用した顧問のうち、農業、行政改革、地方分権の各分野で助言を受けるために任用した太田原顧問、小磯顧問、佐藤顧問、橋本顧問、増田顧問の5名の顧問については、日額12,000円を支給しており、また、経済・雇用の分野で任用した島田顧問については、平成15年11月から19年3月までの任用期間のうち、平成16年度までは、日額12,000円を支給し、17年度からは、月額24万円を支給したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>再一顧問の報酬について それぞれの顧問の報酬額は合計でそれぞれ、各自いくらになるのかお示し下さい。</p> <p>(四) 島田晴雄顧問について 島田氏だけが月額で報酬が支給されており、報酬額も抜きん出て多いと思います。</p> <p>1 報酬について 彼の報酬が突出して多いんですけれども、何故彼だけが月額制を承認されたのですか。いつ、誰が、何故認めたのか、明らかにして下さい。</p> <p>再 今の答弁について再質問いたしますけれども、平成15年度、16年度は日額ですね。このときは講演会の実施や意見交換会、面談による打合せ、雇用対策、中小企業対策、経済政策、この助言をしていただいたと。 17年度から月額になったけれども、今の答弁では電話やメール等により頻繁に連絡を取り合っていたと、いうことですが、では、電話やメールで連絡を取り合ってきたことを、月額にした理由の一つになさいましたけれども、その記録、電話やメールの記録があるんですか。どの程度頻繁だったんですか。根拠があるのか伺います。</p> <p>当時の具体的な詳細な記録はわからないにせよ、電話やメールが増えたから月額にしたというのは、なかなか理解しづらいと思うんですけれども。</p>	<p>(人事課長) 顧問の報酬についてであります。平成15年度から16年度まで任用した太田原顧問については、支出関係書類の保存年限が経過しているため、確認できなかったところでありました。 平成15年度から18年度まで任用した島田顧問については、同じく支出関係書類の保存年限が経過しており、確認できませんでしたが、月額で支給していた1年10か月間に関しては、月額報酬額とその在任期間を踏まえると、5,280,000円の支給額になると考えられるところでありました。 平成17年度に任用した小磯顧問、佐藤顧問、橋本顧問については、支出関係書類の保存年限は経過しておりますが、その他の関係書類から、9か月の在任期間中、3名合計で108,000円が支給されていたことが確認できたところでありました。 平成21年度から任用している増田顧問については、27年度までの7年間で、312,000円の報酬が支給されております。</p> <p>(人事局長) 島田顧問の報酬についてであります。島田顧問につきましても、平成15年度から16年度までは日額により、また、17年度から18年度までは月額により、報酬を支給してきたところです。 報酬額の取扱いにつきましては、所管部において、任用に関する関係書類が保存年限を経過しているため、詳細について確認はできませんでしたが、今回、過去の経緯について、把握に努めたところ、平成15年度と16年度については、講演会の実施や、意見交換会、面談による打合せの際に、雇用対策や中小企業対策など経済政策に係る助言をいただくこととしておりましたが、17年度からは、経済・雇用対策に係る移住促進の取組を着実に推進するため、従来よりも面談による打合せの回数を増やすとともに、電話やメール等により頻繁に連絡を取り合い、継続的にきめ細かな助言や情報提供をいただくことができるよう月額で支給することとしたものと承知してございます。</p> <p>(人事局長) 過去の記録についてでございますが、顧問の任用に関する個別具体的実績などについては、総務部としては詳細を承知してございませんが、担当部において、当時の経過について把握に努めたところ、9年以上が経過しており、具体的打合せの日時や内容につきましては確認できなかったところでございますが、先ほど申し上げたとおり、メールや電話などにより実際に行ってきたと承知しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 活動状況等について</p> <p>(1) 打ち合わせのための職員の上京について 当時の具体的な詳細な記録はわからないにせよ、電話やメールが増えたから月額にしたというのは、なかなか理解しづらいと思います。驚いたのは、道顧問であります島田氏と道職員の東京での意見交換や打ち合わせが4年間で15回、その都度、多額の旅費がかかっていたということになります。多いときには4名も上京しているそうですが、打ち合わせとしては人数が多すぎるのではないかという気もしますけれど、いかがですか。</p> <p>(2) 打ち合わせの記録について 顧問との打ち合わせ時間が何時間かほとんど記録がありません。顧問の勤務時間が「わからない」という日が19日あるということになっております。事実だとすれば道の設置基準にも反するということになってませんか。伺います。</p> <p>再—活動状況等について 議会でご質問しても「わからない」「記録がない」ということが多いんですけども、果たして本当に「打ち合わせ」があったのかということさえ、疑いを持たざるをえないのであります。 私は、30分間、1時間だけの打ち合わせも多かったというふうにも聞いております。 当時の出席者に確かめればわかるのではないかと思います。確かめましたか。伺います。</p> <p>再 顧問について、質問をしてまいりましたが、その報酬も、日給だったり、月給だったりしてきたようです。 月給の場合には仕事量が多いのかというと、そうでもないんだろーと思いました。 このようなやりとりを聞いて、職員監はどう受け止めましたか、所見を伺います。</p> <p>【総括保留事項】 ルー的なことをおっしゃいましたけれども、実態として、おかしいんじゃないのかという指摘をしてまいりました。 島田氏の特別な待遇など、私は、道の顧問としてふさわしくないと考えますけれども、これは知事の権限によるものでありますから、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いたします。以上で質問を終わります。</p>	<p>(人事課長) 顧問と職員との意見交換などについてであります。所管部におきましては、復命書など関係書類の保存年限が経過しているため、詳細な打合せの状況を確認することが困難であったことから、今回、過去の経緯について、把握に努めたところ、島田顧問には、講演や意見交換会に加え、面談など、継続的にきめ細やかな助言や情報提供をいただいております。また、島田顧問が東京在住でありましたことから、面談などを東京都内で行う場合もあり、担当する本庁の職員が、それぞれの業務の必要に応じて出張したものであったと承知をしております。</p> <p>(人事課長) 顧問の活動状況についてであります。所管部におきましては、島田顧問に出席を依頼したセミナー等につきましては、当時の講演資料などによりまして、活動時間が把握できるものもございますが、面談などにつきましては、復命書など関係書類の保存年限が経過しており、その具体的な時間や内容などの記録は残っていないと承知をしております。</p> <p>(人事課長) 顧問の活動状況についてであります。所管部におきまして、今回、当時の経緯について把握に努めたところでありますが、9年以上が経過しており、具体の打ち合わせの日時や内容などにつきましては、確認することができなかったとのことでございます。</p> <p>(職員監) 顧問についてでございます。道では、顧問について、その任用期間や報酬の基準など、設置に必要な事項を規定した設置基準を設けており、顧問の任用を必要とする所管部が、この基準に基づき、目的や職務、報酬、職務従事期間などを定めた要領を個別に策定し、任用しております。 今後とも、多様化・専門化する道政課題の解決に向けた助言を得る必要がある場合には、顧問の設置基準に基づく設置要領を適切に策定した上で、適任の顧問を任用してまいりたいと考えております。</p>